

## 監査の結果に係る措置通知書

|         |                                   |
|---------|-----------------------------------|
| 監査対象部局  | 都市建設部                             |
| 監査の種類   | 平成28年度 定期監査（平成29年1月4日付け28監第36号報告） |
| 措置を講じた者 | いわき市長 清水 敏男                       |
| 通知を受けた日 | 平成29年2月2日                         |

| 是正改善を要する事項  | 措置した内容等   |
|---|---|
| <p>1 収入事務（その1）</p> <p>土地境界に関する調査証明手数料に係る収入事務において、手数料の算定に誤りのある例が認められた。</p> <p>※ 土地境界に関する調査証明手数料は、市手数料条例の規定に基づき、1境界を1件とし、1件につき250円納付することとされている。また、その件数については、境界確定事務を行う関係各部署で策定された境界確定事務取扱要領に基づき算定することとされており、同要領では1境界とは1筆と1筆の土地の境であることを基本とした取扱いとなっている。</p> <p>公園敷地における境界確定事務においては、3境界を調査し3件分として750円と算定しなければならないところを1件分として250円と算定していた。</p> <p style="text-align: right;">（公園緑地課）</p> | <p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>土地境界に関する調査手数料に係る収入事務については、境界確定事務を行う関係各部署で策定された境界確定事務取扱要領に基づき、手数料を算定すべきところですが、関係職員が同事務取扱要領について十分認識していなかったことから、手数料の算定を誤ったものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>市手数料条例及び境界確定事務取扱要領の規定に基づき、「手数料確認票」を作成し、複数の職員がチェックを行うことにより、適正な事務処理に努めております。</p> <p>なお、境界確定事務取扱要領に基づき算定した不足額については、指摘後、追加徴収を行いました。</p> |
| <p>2 収入事務（その2）</p> <p>土地売買契約に係る収入事務において、契約保証金が納付されていない例が認められた。</p> <p>※ 末続防災集団移転促進事業に伴う土地売買契約について、市財務規則第136条第1項の規定に基づき、契約保証金を現金で</p>  | <p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>本件契約者に対しては、当初賃貸借契約により宅地の引渡しを行っていたが、その後契約者の意向が変わり、土地売買契約に至ったものです。</p> <p>土地売買契約時には、土地賃貸借契約を締結</p>  |

| 是正改善を要する事項  | 措置した内容等   |
|---|---|
| <p>納めさせなければならないが、売買契約書に契約保証金に係る事項が記載されておらず、また、納付もさせていなかった。<br/>(都市復興推進課)</p> <p>3 収入事務 (その3)</p> <p>使用料に係る収入事務において、指定金融機関等への払込みが遅延している例が認められた。</p> <p>※ 都市計画決定事項コピー使用料として平成28年5月2日(月)に受領した現金については、市財務規則第49条の3第1項の規定に基づき、遅くとも指定金融機関等の翌営業日である同月6日(金)までに払い込まなければならなかったにもかかわらず、同月9日(月)に払い込まれていた。【類例13件あり】<br/>(都市計画課)</p> | <p>していたこと及び当該宅地において住宅建築に着手していたことから、契約を履行しない恐れがないものと判断し、契約保証金を納めさせなかったものです。</p> <p>なお、防災集団移転促進事業は、一般的な市有地の払下げと異なり、事業計画に基づき、特定の被災者に対して市が宅地を造成し、引渡しを行うものであることから、事業の性質を考慮し、他の土地売買契約におきましても、契約を履行しない恐れがないものと判断し、契約保証金を納めさせなかったものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>今後は、財務規則はもとより、関係例規をその都度確認するほか、規定する内容に則り、適正な事務の執行に努めることとします。</p> <p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>都市計画決定事項コピー使用料に係る収入事務の遅延については、市財務規則第49条の3第2項に規定する「会計管理者が指定する公所の出納員及び公所以外の分任出納員で収納金融機関が遠隔の地にある場合等においては、前項の規定にかかわらず、おおむね1週間ごとにまとめて払い込むことができる。」の解釈を、全ての収入について「おおむね1週間ごとにまとめて払い込むことができる。」と関係職員が誤って認識していたことが原因であります。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>担当者が不在の場合でも払い込み遅延を防止するよう、注意喚起の張り紙を執務室に貼付するなど、組織全体として財務規則に基づく事務処理の徹底に努めております。</p> |

| 是正改善を要する事項  | 措置した内容等  |
|---|--|
| <p>4 支出事務（その1）</p> <p>補助金に係る支出事務において、補助金の交付決定をしているものについて支出負担行為がなされていない例が認められた。</p> <p>※ 生垣設置奨励補助金について、平成 28 年 6 月 15 日に交付を決定しているにもかかわらず、監査実施時点（平成 28 年 10 月 12 日）において、地方自治法第 232 条の 3 及び市財務規則第 63 条第 1 項の規定に基づく支出負担行為がなされていなかった。</p> <p style="text-align: right;">（公園緑地課）</p><br><p>6 契約事務</p> <p>契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。</p> <p>※ 豊間地区津波防災公園事業業務委託に係る契約事務について、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第 4 条第 3 項に定める「契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、契約等の相手方が排除措置対象者に該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等」の必要な措置が講じられていなかった。</p> <p>なお、次の契約についても、同様の例が認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 21 世紀の森公園災害時拠点施設新築工事監理委託</li> </ul> <p style="text-align: right;">（公園緑地課）</p> | <p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>補助金に係る支出事務については、補助金の交付決定に合わせて、財務規則に基づく支出負担を行うところを、関係職員の認識不足並びに確認不足により起きたものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>地方自治法第 232 条の 3 及び市財務規則第 63 条第 1 項の規定に基づき「補助金交付申請確認票」を作成し、複数の職員によるチェックを徹底して、再発防止に努めております。</p> <p>なお、支出負担行為については、指摘後直ちに行いました。</p><br><p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>今回指摘のあった 2 件の契約のうち、豊間地区津波防災公園整備事業業務委託につきましては、平成 25 年度に、独立行政法人都市再生機構宮城・福島復興支援本部と業務委託契約を締結したものであります。</p> <p>本市と独立行政法人都市再生機構は、東日本大震災の被災地の早期復興を図るため、双方が連携し円滑なまちづくりを協働で推進することを目的とする「東日本大震災に係るいわき市復興事業の推進に関する協力協定書」を平成 25 年度に締結しており、本公園事業につきましても、当該協定書に基づき推進する事業の一つとして位置付けているところであります。</p> <p>このようなことから、本業務委託契約にあたっては、当該協定に基づく業務であることから、暴力団等の排除に関する要綱第 4 条第 3 項に基づく措置が必要となる契約には該当しないものと捉え、契約書中への解除条項の規定文言等の記載が漏れたものであります。</p> <p>また、平成 26 年度に締結した 21 世紀の森公園災害時拠点施設新築工事監理委託につきましては、契約事務においていわき市契約等に係</p> |

| 是正改善を要する事項 | 措置した内容等  |
|------------|--|
|            | <p>る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項に定める措置について、契約条項を十分に確認せず、契約解除条項の規定文言等の記載が漏れたものであります。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>今後、同様の事項が生じた場合につきましては、協力協定等の有無に関わらず、契約相手に対し、暴力団等の排除に係る本市の方針及び契約書中に記載する解除条項の趣旨を十分に説明し理解を求めよう努めると共に、同様の誤りが生じることの無いよう、契約内容の確認を徹底し、契約締結時には、今回指摘のあった事項について細心の注意を払い、適正な事務処理に努めて参ります。</p> |

## 監査の結果に係る措置通知書

|         |                                   |
|---------|-----------------------------------|
| 監査対象部局  | 都市建設部                             |
| 監査の種類   | 平成28年度 定期監査（平成29年1月4日付け28監第36号報告） |
| 措置を講じた者 | いわき市長 清水 敏男                       |
| 通知を受けた日 | 平成29年2月2日                         |

| 意見又は要望とする事項  | 措置した内容  |
|--|---|
| <p>1 いわき市土地開発公社の今後のあり方について</p> <p>いわき市土地開発公社（以下「公社」という。）は、昭和49年に市の全額出資によって設立され、以来、市などからの要請に基づく公共用地や公用地等の先行取得事業をはじめ、直営事業である工業団地等の造成事業などの実施を通して、本市の社会資本の整備拡充に貢献してきたところである。</p> <p>しかし、昨今における全国の土地開発公社をみると、国の平成26年度統計では、土地取得総面積が10年前と比較して約70%減少するとともに、組織数についても約43%減少している実態が明らかとなっており、土地開発公社に求められる役割が、社会経済情勢の変化とともに縮小傾向にあることが窺える。</p> <p>これらの傾向は本市においても例外ではなく、今年度の公社事業については、受託事業、直営事業ともに1事業のみとなっている。それらの進捗状況を見ると、受託事業については、平成22年度から先行取得していた「小名浜港背後地整備事業用地取得事業」用地に係る市の買戻しが、平成28年5月をもって終了したことにより、事業は今年度で完了している。また、直営事業については、「中央台高久地区住宅用地造成事業」用地を平成</p> | <p>当公社における主な事業内容については、東日本大震災の発生に伴い、応急仮設住宅用地として福島県に貸与している中央台高久地区住宅用地造成事業のみとなっておりますが、全国的に見ても、土地開発公社に求められる役割は社会経済情勢の変化により縮小傾向にあると考えられます。</p> <p>当公社としましては、既存の造成事業に係る事業展開の課題はあるものの、監査結果を踏まえ、公社を存続させることのメリットとデメリットを検証するとともに、職員の事務負担の状況等も考慮に入れながら、公社の今後のあり方について、効率的な事務事業の執行が可能となるよう見直しを行って参ります。</p> |

| 意見又は要望とする事項  | 措置した内容   |
|--|--|
| <p>20年度に取得したものの、東日本大震災の発生に伴い、平成23年5月から応急仮設住宅用地として福島県に貸与しているため、未だ造成時期の見通しが立っていない状況にある。さらに、現時点では受託、直営ともに新たな事業計画は見込まれていないということである。</p> <p>これまでも、公社においては、平成14年度から職員の直接雇用を廃止し、市職員が兼務するなどの経営強化に向けた取組みを行ってきたところであるが、次年度以降の業務量等を勘案した場合、今後における公社の役割について見直しを行う時期にきているものと思料する。</p> <p>このことから、公社業務の健全な運営の指導監督を担う都市建設部においては、公社業務を兼務している市職員の事務負担の状況やその効果も加味しつつ、公社を存続させることのメリットとデメリットについて十分に検証を行い、その結果が効率的な事務事業の執行と効果的な市政運営に反映されるよう期待するものである。</p> <p style="text-align: right;">(都市計画課)</p> |  |
| <p>2 いわき市津波被災住宅再建事業補助金制度の見直しについて</p> <p>いわき市津波被災住宅再建事業補助金制度については、東日本大震災の津波により被災した住宅の再建を支援するため、福島県の復興支援交付金を活用し、平成25年8月の創設以降、住宅の建設や購入に係る金融機関からの借入金の利子相当額をはじめ、購入した宅地等の嵩上げ工事に要した経費などに対し、補助金を交付している。また、平成27年3月から支援内容を拡充し、住宅用地の購入に係る借入金の利子相当額や、被災者の親族が住宅の再建を行う場合も支援の対</p>  | <p>平成28年7月から8月の期間において実施した意向調査の結果を基に、福島県市町村復興支援交付金を所管する福島県財政部市町村財政課との協議を進め、既存事業の補助限度額を引き上げると共に、震災復興土地区画整理事業区域内の宅地を対象とした擁壁築造事業を新設することとしました。</p> <p>今後は、要綱改正等の所要の手続きを経て、平成29年3月上旬より、申請受付を開始することとしております。</p> |

| 意見又は要望とする事項  | 措置した内容 |
|--|--------|
| <p>象としている。</p> <p>制度創設時においては、利用世帯数を2,315世帯、補助額を約59億円と見込んでいたが、平成27年度末までの利用世帯数は348世帯となっており、当初の見込世帯数の約15%、補助額においても見込額の約6.4%に留まっている。</p> <p>このような現状を分析するため、都市建設部では、本年7月に、当該制度の対象者と見込まれる被災者に対して意向調査（回答901世帯）を行ったところであるが、その結果をみると、182世帯が既に当該制度を活用せずに住宅を再建しており、また、最終年度の平成32年度までに再建を予定している世帯数は124世帯であることが分かった。さらに、半数以上の世帯が当該制度を認知していない実態や、被災者が抱える課題として、資金面をあげる世帯が最も高い割合を示していることも判明した。</p> <p>今後における被災者の動向については、市内各地区で実施している震災復興土地区画整理事業に係る宅地の引渡しは、平成29年度までに順次完了し、再建に向けた動きが活発化してくると予想されることから、当該制度の役割は益々重要になってくるものと思料される。</p> <p>このようなことから、都市建設部においては、今回の意向調査結果を十分に検証するとともに、当該制度と同様に被災者の再建支援を目的とした「防災集団移転促進事業」に係る補助制度との整合性を図りつつ、必要とされる支援策を関係機関と協議しながら弾力的に見直すことなどにより、被災者の安定的な生活基盤の形成に資する制度として活用を促進を図るよう望むものである。</p> <p style="text-align: center;">（住まい政策課）</p> |        |